

## 第4次日進市障害者基本計画・第7期日進市障害福祉計画・第3期日進市障害児福祉計画（案）パブリックコメント実施結果

### 1 意見募集期間

令和6年1月4日（木）から令和6年2月5日（月）まで

### 2 意見提出者

9名

提出方法別内訳

持参 1名

郵送 0名

ファックス 2名

電子メール 6名

### 3 提出意見数

16件

### 4 提出された意見の内容とそれに対する市の考え方

以下のとおり

※意見内容において、個人が特定できる内容等は除いています。

No.	意見内容	市の考え方
1	計画の概要版も計画書も言葉が難しく当事者や家族・関係する人達も含めて読んで理解できるのか、今までも理解できているのか、疑問に思っています。内閣府や他地域のHP（ホームページ）にある計画についてのわかりやすい版があると思います。作成できないでしょうか。誰にでもわかりやすく多くの人に知ってもらえるようにしたら良いと思う。	改めて概要版を作成いたしますので、その中で分かりやすい内容を検討していきます。
2	精神障害を持った方を地域へという方針ですすんでいます。地域での色々の問題を聞いています。クリニック、行政、地域の理解等色々ありと思いますが体制は整っていますでしょうか。	本市では、計画書P72に記載のとおり、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、当事者・家族・保健・福祉・医療・教育等の関係者が連携しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。
3	構築に必要なのは、理解啓発だけではないので、「精神障害の人も地域で安心して生活できるよう、当事者・家族・保健・福祉・医療・教育等の関係者で連携しながら、地域における精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の具現化に努めます。」が良いと思います。	ご意見を踏まえて、計画書P72の記載を次のとおり修正します。 「精神障害の人も地域で安心して生活できるよう、当事者・家族・保健・福祉・医療・教育等の関係者が連携しながら、地域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。」  また、巻末の用語集に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の説明を追加します。

No.	意見内容	市の考え方
4	<p>相談支援事業所への支援の中に、「地域の相談事業所と連携を図り、体制強化や障害福祉サービスの質の向上に向けた取組を進めます。」と書いてありますが、基幹相談支援センターだけでなく、「地域の相談支援事業所が充実した運営ができるように支援します」の文言を入れてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、計画書P75の記載を次のとおり修正します。 「・・・地域の相談事業所と連携を図り、体制強化、障害福祉サービスの質の向上等充実した運営に向けた取組を進めます。」</p>
5	<p>計画の理念や、アンケートの結果を踏まえ、それを今後の施策へ反映させているなど、良いと思います。しかし、概要版にしても、135ページもある計画書にしても、文字数が多すぎて、とても見にくいです。第5期の計画と比較して、今回の計画は何を重点目標にしているのか？なども、図やイラストなどを使って、表現するなど、だれがみてもわかりやすいものになるよう、工夫してほしいです。</p>	<p>今回の計画書につきましては、これまで個別に策定してきた障害者基本計画と・障害福祉計画・障害児福祉計画を一体のものとして策定するため、分量が多くなったものです。 改めて概要版を作成いたしますので、その中で分かりやすい内容を検討していきます。</p>
6	<p>すべての人にそれぞれに適應される支援は、もし自分が不自由で、悲しく辛さを感じた時にどうしてもらえると嬉しいのか？また、どのような態度が悲しいのか？一人一人が無関心ではなく、関心を持つことができる、心のゆとりが持てる街になってほしいと思います。それが思いやりを育む働きになればと思います。</p>	<p>計画書P63に記載のとおり、引き続き講演会やパンフレットの配布、広報等を通じた障害に対する理解を図るための取り組みや、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知・配布を通じて心のバリアフリーの推進に努めてまいります。</p>
7	<p>放課後等デイサービスを利用するための受給日数の支給は、名古屋市（月約22日）に比べ、日進市（月約5日）はとても厳しくなっています。現在の利用実績は、利用回数を大幅に制限したものであり、子どもたちが必要な療育を十分に受けられていません。実態を把握し、早期に必要な療育が充分受けられるよう、利用できる回数を増やしてください。今の計画は利用者の希望とかけ離れすぎています。</p>	<p>放課後等デイサービスの給付決定につきましては、子ども本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供するため、相談支援事業所の相談支援専門員が個々の子どもの障害の程度や状況、生活環境等について聞き取り等をしたうえで作成した障害児支援利用計画案をもとに個別に適切な支給日数を決定しております。</p>
8	<p>障害対象の本人、ご家族だけでなく無関係とと思っている親、高齢者に対して、障害児・者の生きづらさや、困り事等の認識が必要かと思えます。</p>	<p>計画書P63に記載のとおり、引き続き講演会やパンフレットの配布、広報等を通じた障害に対する理解を図るための取り組みや、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知・配布を通じて心のバリアフリーの推進に努めてまいります。</p>
9	<p>もっと対象（障害児・者）の方が行ける場所、行きたくなる場所、安心できる場所が増えるといいと思います。</p>	<p>公共施設等のハード面でのバリアフリー化だけでなく、障害に対する理解促進、同行訪問や行動援護、意思疎通支援者の派遣、福祉有償運送の実施、コミュニケーション支援ボードやヘルプマーク・ヘルプカードの普及等により障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていけるよう総合的なまちづくりを推進してまいります。</p>
10	<p>アンケートからも相談支援の充実が当事者からものぞまれているが、実績値を見ても相談支援事業所は増えないばかりか、減少している。 基本相談、計画相談を総合的に対応できる市の委託事業として体系を変えなければ、増え続ける支援を必要とする子どもたちは救えない。この部分に相談支援事業の充実をしっかり位置づけてほしい。</p>	<p>相談支援事業の充実については、計画書P75の「①相談支援体制の充実」に記載しています。</p>

No.	意見内容	市の考え方
11	保育園、児童発達支援、保護者の3者が話し合える場の設定が必要。	子ども発達支援センター（児童発達支援センター）における巡回支援の取組や個別支援会議の開催等により、関係者間の共通認識のもとで適切な支援が提供できるよう努めてまいります。
12	国も推奨している学校と「放課後児童デイサービス」との連携強化等、教育と福祉のさらなる連携を進めてほしい。	特別支援教育コーディネーター研修会等における取組を通じて福祉関係機関と教育機関のさらなる連携に努めてまいります。
13	障害のある者に対して行われる施策（支援事業、支援系サービス）以外における配慮の柔軟化。 保育園などの他の施策を利用する障害児、その家族へのアンケートなどを実施するなど、実際に、困難を抱えた者の声を聞くべきではないでしょうか。	本計画の策定にあたっては、障害のある子ども（回答者がその家族の場合を含む。）や障害福祉に関する支援等を行っている団体にもアンケートを実施し、市の取組に対する優先度等を伺っております。 また、日進市障害者政策委員会及び日進市障害者自立支援協議会には障害のある人、障害福祉サービス事業所や障害のある人を支援する団体等様々な立場の方に委員として参加いただき、意見を伺いながら協議をしています。
14	障害のある者に対して理解のある弁護士など、専門家の起用。 本計画に掲載されているように関連法令が毎年改定され、関連法以外にも政府通知、方針などが多くある障害のある者を取り巻く環境に対しても、障害のある者に対して理解のある専門性を有した弁護士、あるいは専門家の存在が必要になるのではないのでしょうか。	日進市障害者政策委員会や日進市障害者自立支援協議会には、障害福祉を専門とする学識者、障害福祉サービス事業所や障害福祉関係者等多くの委員に参加いただき、本市の福祉施策に対して時宜に合った意見をいただいております。
15	障害のある者に関する施策の説明。きちんと話し合いをして決めること。 療育の受給日数について、国の上限である日数を前提としながら、障害のある者とその家族の意向を汲み、話し合いによって受給日数を決めるなどする必要があると思います。	計画の策定に当たっては、障害のある人等へアンケートを実施した他、日進市障害者政策委員会及び日進市障害者自立支援協議会には障害のある人、障害福祉サービス事業所や障害のある人を支援する団体等様々な立場の方に委員として参加いただき、意見を伺いながら協議をしています。 療育の支給日数については、相談支援事業所の相談支援専門員が個々の子どもの障害の程度や状況、生活環境等について聞き取り等をしたうえで作成した障害児支援利用計画案をもとに決定しております。
16	障害のある者、その家族から要望された配慮の中で、配慮が行われた例とその理由、配慮がなされなかった例とその理由の公表。 プライバシーにも配慮しつつ、適切な情報公開を率先して行うことで個々の障害特性や家庭環境において困難な状態に陥っている障害児や保護者に対する適切な対応を関係事業所だけでなく、市職員も迅速な対応ができるようになると思います。	「障害を理由とする差別の解消に推進に関する日進市職員対応要領」には、不当な差別的取り扱いに当たり得る具体例や合理的配慮に当たり得る配慮の具体例を掲載しております。また、内閣府のホームページにも、合理的配慮等の具体的な事例が多数掲載されております。 これまでも職員向けの研修等を通じて合理的配慮の具体的な対応について、上記の紹介も含めて職員に周知してきましたが、改めて職員に周知するとともに、計画書P63に記載のとおり、適切な対応ができるよう研修等を継続してまいります。